

令和 4 (2022) 年度 国立市行政経営方針

令和 3 (2021) 年 8 月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	1
■新型コロナウイルス感染症の状況	
(1) 感染の動向	
(2) ワクチン接種の状況	
■経済状況等	
(1) 日本の経済状況	
(2) 政府動向	
(3) 国立市の経済状況等	
■国立市行政経営を取り巻く環境	
(1) 人口動態	
(2) 市民生活等	
(3) 行政経営上の課題	
第 3 財政状況（令和 2（2020）年度決算の概況）	7
■決算の概況	
第 4 令和 4（2022）年度重点施策の考え方	8
■施策推進に当たっての基本的な考え方	
■新型コロナウイルス感染症への対応	
■行政評価に基づく施策の分類	
■令和 4（2022）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 令和 4（2022）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性	1 1
■各施策の方向性	
(0) 新型コロナウイルス感染症とその影響への対応	
(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）	
(2) 成果の向上を目指す施策	
(3) 現在の成果水準を維持すべき施策	

(4) 市政の推進を支える施策

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価システムの PDCA サイクルを確立し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示し、成果の向上を図ろうとするものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、施策の優先順位を示すとともに、令和 4（2022）年度予算編成方針及び令和 4～7（2022～2025）年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第2 現状と課題

■新型コロナウイルス感染症の状況

（1）感染の動向

新型コロナウイルス感染症は、日本国内において令和 2（2020）年 1 月に感染者が初めて確認されて以降、感染の拡大と縮小を繰り返しており、第 5 波と呼ばれる令和 3（2021）年 8 月には 1 日当たりの新規陽性者数が 2 万 5 千人を超えるなど爆発的に感染が拡大している。東京都においては緊急事態宣言が 4 度にわたって発出され、収束は未だ見通すことができない状況である。国立市では、区部と比較すると陽性者数は低い水準で推移しているものの、令和 3（2021）年 8 月 25 日現在の累計患者数は 906 人となり、自宅療養者も大幅に増加している状況である。また、高齢者に対するワクチン接種は後述のとおり 80%以上が接種を終えていることもあり、新規陽性者となる割合は大きく減少している。

（2）ワクチン接種の状況

新型コロナウイルス感染症のワクチンは、令和 3（2021）年 2 月 14 日に日本国内における最初のワクチンが薬事承認され、医療従事者等への先行接種が開始された。国立市では、5 月 10 日から高齢者向けの優先接種を開始し、令和 3（2021）年 8 月 23 日現在、65 歳以上の高齢者は 86.05%（2 回接種は 83.91%）、12 歳以上の接種対象者全体では 60.35%（2 回接種は 45.55%）が接種を受けている。

■経済状況等

(1) 日本の経済状況

我が国の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」と基調判断されている（月例経済報告 令和3年7月 内閣府）。その理由としては、生産・設備投資は持ち直しているものの、個人消費はこのところサービス支出を中心に弱い動きとなっていることが挙げられる。また、企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの持ち直しの動きがみられるとされている。

雇用情勢は、感染症の影響により弱い動きとなっているなかで求人等の動きに底堅さもみられると示されている。先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増すおそれもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2021年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものの、ワクチン接種の進捗に伴い感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくとみられる。その後、感染症の影響が収束していけば、所得から支出への前向きなメカニズムが強まるもので、わが国経済はさらに成長を続けると予想される」としている。しかしながら、「こうした先行きの見通しについては、感染症の帰趨やそれが内外経済に与える影響によって変わり得るため、不透明感が強い。また、上記の見通しでは、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下せず、金融システムの安定性が維持されるもとで金融仲介機能が円滑に発揮され则认为しているが、これらの点には大きな不確実性がある」と付記されている。

(2) 政府動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2021 ～日本の未来を拓く 4つの原動力～」を令和3（2021）年6月に閣議決定している。この基本方針では、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の4点を成長を生み出す4つの原動力として推進し、感染症の克服と経済の好循環に向けた取組及び経済・財政の一体改革を併せて進めることで「内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る」としている。

その背景には、世界的なカーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やデータ活用の急速な進展といった経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに生じているほか、国内でもデジタル技術を活用した柔軟な働き方やビ

ジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けた変化が大きく動き始めていることにある。

また、ポストコロナの経済社会のビジョンとして、グリーン、デジタル、人材活躍といった動きを個人や家庭、企業の意識や行動などミクロレベルで浸透させるとともに、時代に合わなくなった企業組織や働き方、人材育成の在り方など、社会全体の仕組み・構造を多様性と変化への柔軟な対応、レジリエンスを持ったものへと転換し、ポストコロナへの動きを一気に加速させ、「強い経済を作り上げ、改革・イノベーション指向であり続ける社会」「誰一人として取り残さない包摂的な社会」を目指すこととしている。

当面の経済財政運営について「引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく」こととし、令和4（2022）年度予算に向けた考え方としては、「グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分を行う」と示されたところである。

(3) 国立市の経済状況等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、事業者の経営状況に影響を与えている。国及び都からは事業者への支援として、給付金や協力金なども支給されているところであるが、給付の遅れが指摘されている。市としても国の給付金を補う形で、売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少している中小事業者に対して事業継続支援金を支給しており、令和3（2021）年1～3月期を対象とした申請は100件を超え、市内事業者においても売上高が減少していると推測される。

多摩地域全体へと目を転じれば、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No.97 2021年8月号」（季刊）によると、総評として「多摩地域の景気は回復が見られるが、一部業種で依然厳しい」とされている。全体としては回復の兆しが見られるものの、業種・業態による好不調の差が大きく、雇用や所得の減少が今後の地域経済に長期的な影響を与えることが憂慮されると多摩地域の景況を分析している。また、6月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、前期より16ポイントの増となっているが、依然としてマイナスとなっており、全体として新型コロナウイルスの感染拡大の影響は緩和されつつあり、業況は持ち直しているが、飲食業、観光業をはじめとする一部業種では、依然厳しい状況が続いている。

■国立市行政経営を取り巻く現状

(1) 人口動態

令和 3（2021）年 8 月 1 日現在の本市の人口は 76,539 人（前年同月比+31 人）であり、依然として横ばいから微増の傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」においても、当市の人口は 2030 年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2045 年において対 2015 年比 98.5%という総人口指数が示されている。また、令和元（2019）年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。

どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化の波を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増える見込まれている。

東京都の総人口は、令和 2（2020）年中に 8,600 人（0.06%）の増となり、25 年連続の人口増加となったが、増加率は大きく落ち込んでいる。地域別に見ると、区部は 2,154 人（0.02%）の増加、市郡部は 6,859 人（0.16%）の増加となっている。人口増加率の上位 5 地域には、多摩地域では、ともに中央線沿線市である国分寺市（1.32%増）、小金井市（1.21%増）の 2 自治体が入っている。

(2) 市民生活等

国立市の納税義務者数は引き続き増加しており、令和 3（2021）年 7 月 1 日現在で 40,730 人であり、過去最多であった対前年同日比+364 人と毎年度増加を続けている状況である。これは、働き方が多様化し、共働き家庭の増加や個人で事業を営む方が増えていることなどが要因として推測される。一方、ふるさと納税による税控除は拡大を続けており、市財政への影響が大きくなっている。

完全失業率は、令和 3（2021）年 6 月現在、全国で 2.9%と前年同月比で 0.1 ポイントの増加となっており、ほぼ横ばいの状況であるが、新型コロナウイルス感染症の影響による今後の経済の動向によっては大幅に悪化することも考えられる。また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和 3 年 6 月分結果速報」によると、現金給与総額は 442,148 円で前年同月比 0.1%の減となっており、現状では横ばいとなっているが、今後の動向次第では国立市の市税収入の柱である個人住民税へ影響が生じる可能性がある。

第 13 回国立市市民意識調査（令和 3（2021）年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 82.1%であり、高い水準を維持している。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「子育てのしやすい環境が整っていると思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 63.1%

で、前年度から変化はない。保育園待機児童数(旧定義)は令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在で 60 人であり、前年同日 (75 人) より 15 人減少した。新定義では 12 人であり、前年同日 (27 人) より 15 人減少している。

新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響は、第 13 回国立市市民意識調査(令和 3 (2021) 年 3 月)によると、「外出時の制限」68.1%、「ストレス増」54.6%、「交流機会の減」47.0%、「文化芸術に触れる機会減」43.6%、「運動・スポーツも機会減」37.8%が上位に挙げられた。また、令和 3 (2021) 年 8 月には、新規陽性者数が急激に増加し、自宅療養を余儀なくされる方が多くなっていることから、自宅療養者の生活支援及び健康観察や相談対応のニーズが大きくなっている。このほか、令和 2 年度の女性相談件数が、前年度と比較して約 2.5 倍に増加していることも含め、市民生活に大きな影響が生じている。今後の新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響は、変異株の発生やワクチン接種の進展など様々な変動要素を抱えており、先行きについて強い不透明感がある。

(3) 行政経営上の課題

令和 2 (2020) 年度は決算における経常収支比率は 98.3%と前年度に比べ 1.9 ポイント改善し、100%を切ることとなった。令和 2 (2020) 年度末の基金残高は増加し、地方債残高は減少しており、一定の財政状況の改善はみられるものの、義務的経費比率は前年度と同じ 60.1%となり、依然として高い状況にある。

歳入の動向について見てみると、令和 3 (2021) 年度は 3 年ぶりに普通交付税の交付団体となったほか、これまで増加傾向であった市税収入は減少に転じており、今後の社会経済の状況によっては大きな減収となる可能性もある。歳出は、この先も扶助費の伸びが想定されるほか、令和 2 (2020) 年度から新たに導入された会計年度任用職員制度の影響や新型コロナウイルス感染症への対応に係る人件費の増など、経常的な経費を中心にさらなる増加が見込まれる。また、小中学校をはじめとする公共施設の更新に係る経費が大きな負担として見込まれている。こうした状況においては、さらに財政の硬直化が進むことも考えられるため、新型コロナウイルス感染症による影響が極めて不透明なことも踏まえ、経常事業のスクラップアンドビルドや財政改革の取組について検討が必要となってくる。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題が目前に迫り、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年問題に向けても対策が求められている。医療費や介護保険料など市民の負担が増加する可能性があるほか、財政運営上の課題や支援の担い手が不足していく状況も考えられることから、その予防策及び対応策の両面から取組を検討していかなければならない。

さらに、新型コロナウイルス感染症の市政運営への影響としては、感染拡大防止対策、市民や事業者等への支援など平常には発生しない業務に対応しなければならない

ほか、業務継続の観点からも職員の感染防止対策が強く求められている。こうした非常時における危機対応力の向上は、自然災害への対応も含めて、引き続き強化していくことが求められる。

併せて、国が推進する地方自治体情報システムの標準化・共通化をはじめ、行政のデジタル化への対応が求められている。行政改革の観点からデジタル技術を積極的に活用し、市民の利便性向上と業務の効率化を推進するなど、令和2（2020）年4月に計画決定した「国立市行財政改革プラン2027」を推進する必要がある。

第3 財政状況（令和2（2020）年度決算の概況）

■決算の概況

国立市の令和2（2020）年度決算額（普通会計）は、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金や中小企業支援金を始めとする補助費等が84億9千4百万円増となったことなどから、歳入397億3千1百万円、歳出390億4千8百万円となり、歳入・歳出とも大幅増の過去最大規模となった。

基金は、積立額が7億3千6百万円だったのに対し、取崩額が2億3百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ5億3千2百万円増の62億4千万円となった。また、地方債は、元金償還額が16億1千4百万円だったのに対し、新規借入額が9億8百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ6億5千2百万円減の124億3千万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は98.3%と、前年度の100.2%に比べ1.9ポイント改善した。その要因は、分母（経常一般財源）が地方税の増等により5億9千1百万円の増だったのに対し、分子（経常的経費充当一般財源）が人件費の伸び等により2億7千1百万円の増となり、結果的に分母の増が分子の増を上回ったことによる。

そのほか、令和2（2020）年度決算の特徴としては、新型コロナウイルス感染症対策として多額の支出があったものの、国や都の財源を活用することで、財政調整基金の取崩しを行わなかったことが挙げられる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、令和2（2020）年度決算では給与所得の増による個人市民税の増、マンション建設等による固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出が多額にのぼることや新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動の先行きが不透明であることなどから、継続的な税収増は期待できない状況にある。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されている。更に、国立第二小学校、給食センターの建替えや（仮称）矢川プラスの新設などの大規模事業も控えており、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化した場合、その対策経費の増も見込まれるため一層厳しい財政運営が予想される。持続可能な行政運営のため、また国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、事業実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第4 令和4（2022）年度重点施策の考え方

■施策推進に当たっての基本的な考え方

第5期基本構想第2次基本計画に定める29の基本施策を着実に推進する。施策の推進に当たり、基本構想に掲げる基本理念「人間を大切にする」及びソーシャル・インクルージョンの理念の下、効果的に資源を活用し、最小の経費で最大の成果を挙げるよう努力する。

■新型コロナウイルス感染症への対応

いまだ収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応しつつも、行政運営を継続し、社会経済環境の影響から市民を守るために必要な措置又は事業は、次に示す行政評価に基づく施策の分類にかかわらず最優先で実施する。

その際、新たな経費を必要とするものについては、国や都の動向を注視し、財源について最大限獲得できるよう努力したうえで実施していく。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の景気動向が不透明であり、継続的な感染症対策及び市民に対する支援策が必要とされている。そのため、一層厳しい財政運営を求められる中において、令和4（2022）年度予算を編成するに当たり、必要性和有効性を十分見極めて優先的に実施する施策を精査することが求められる。

■行政評価に基づく施策の分類

令和4（2022）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの3つの区分に分類した。また、市政の根幹をなす施策や、行政組織の内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コス

トの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ
ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事
業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
すべての基礎となる人権・平和のまちづくりや、行政組織運営において必要不可
欠である財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公
共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の市政全体を支える基盤となる分野
の施策

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち

「まちづくりの目標」
の実現

(1)重点施策（優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策）

次世代の育成

④すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援

⑤学校教育の充実

安心・安全の確保

⑨健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

国立ブランドの向上

②①魅力あるまちづくりの推進

②④商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2)成果の向上を目指す施策

- ②女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- ③安心して産み育てられる子育て支援
- ⑥文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- ⑩高齢期の充実した生活への支援
- ⑫支え合いの地域づくりと自立支援
- ⑬防災体制の充実
- ⑮地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- ⑰環境の保全
- ⑳交通環境の整備

(3)現在の成果を維持すべき施策

- ⑦生涯学習の環境づくり
- ⑧スポーツの振興
- ⑪しょうがいしゃの支援
- ⑭防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- ⑯花と緑と水のある環境づくり
- ⑱ごみの減量と適正処理
- ⑲道路の整備と適正管理
- ⑳地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ㉑下水道の整備・維持・更新
- ㉒農業振興と農地保全の推進

(4)市政の推進を支える施策（持続可能なまち）

①人権・平和まちづくりの推進

㉔変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

㉗情報の積極的な発信と共有・保護

㉘将来にわたって持続可能な財政運営

㉙公共施設マネジメントの推進

第5 令和4（2022）年度の各施策の方向性

■各施策の方向性

(0)新型コロナウイルス感染症とその影響への対応

施策の方向性にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらす社会経済環境変化の影響から市民の人権、健康及び生活を守り、行政運営を持続させるために必要な対策・支援を実施する。

(1)優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

- 4.すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- 5.学校教育の充実
- 9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 21.魅力あるまちづくりの推進
- 24.商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2)成果の向上を目指す施策

- 2.女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- 3.安心して産み育てられる子育て支援
- 6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 10.高齢期の充実した生活への支援
- 12.支え合いの地域づくりと自立支援
- 13.防災体制の充実
- 15.地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- 17.環境の保全
- 20.交通環境の整備

(3)現在の成果水準を維持すべき施策

- 7.生涯学習の環境づくり
- 8.スポーツの振興
- 11.しょうがいしゃの支援
- 14.防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- 16.花と緑と水のある環境づくり
- 18.ごみの減量と適正処理
- 19.道路の整備と適正管理
- 22.地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 23.下水道の整備・維持・更新
- 25.農業振興と農地保全の推進

(4)市政の推進を支える施策

- 1.人権・平和のまちづくりの推進
- 26.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 27.情報の積極的な発信と共有・保護
- 28.将来にわたって持続可能な財政運営
- 29.公共施設マネジメントの推進

世界的に感染拡大が続き、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症については、感染予防対策を講じることはもとより、外出制限や人と人との交流機会の減少などによる経済活動の停滞、個人の生活様式の変化、様々な困難さの顕在化など、多くの問題が生じている。また、感染状況や社会情勢が急速に変化しており、行政に対しても機動的な対応が求められている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらす影響から、市民の人権、生命、財産、健康及び生活を守るために必要な対策や支援を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷や差別に対し、新たな人権問題としてソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ適切に対応していく。
- 市庁舎を始めとする公共施設での感染予防対策を徹底して行う。具体的には、施設来場者への検温・消毒の実施、定期的な換気、非接触型設備への改修等を行う。
- 令和2（2020）年10月から、自宅療養者等に向けて食糧や生活物資の支給やパルスオキシメーターの貸出などの支援を行う自宅待機者等生活支援事業を実施し、令和3（2021）年8月には国立市医師会等と緊密な連携を図り、自宅等での療養であっても必要な医療を受けられるよう体制を整備したが、引き続き自宅療養者等に対し必要となる支援を行う。
- この間の営業自粛や休業要請等により、売上が減少した事業者や、失業等により生活が困窮することとなった世帯等に対し、必要な相談・支援を実施する。
- 感染拡大防止のため、外出や会食等の自粛が長期間にわたって求められてきたことにより、市民活動や交流の機会が減少し、市民の心身の健康の悪化が懸念されることから、コロナ禍においても可能な形での活動や交流の機会の確保に努める。
- 感染拡大期においても行政運営を持続させるため、時差出勤の励行、在宅勤務制度の導入、職場での感染症対策の徹底、業務の効率化や業務継続計画（BCP）の見直し、ICTの積極的な活用等の取組を推進し、市職員の感染防止に努める。
- 感染状況等に応じ、必要となる措置や事業を実施するため、機動的に対応を行う。

次 世 代 の 育 成

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。また、幼児教育推進プロジェクトや社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の設立による幼児期の非認知能力向上を通じた子どもの生きる力を伸ばす取組に着手している。さらに、学校教育においては学力向上、体力向上をはじめとする取組を効果的に推進している。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

<基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援>

- 「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、子どもの権利に関する調査研究を進めるとともに、令和4（2022）年度中の（仮称）子ども基本条例の制定に向けた取組を進める。
- 子育て世代のみに留まらない世代間交流を推進し、まちぐるみ・地域ぐるみでの子育て、子育てを促進する発信の場とするため、令和4（2022）年度中に建設予定の複合公共施設（仮称）矢川プラスに幼児教育センター、児童館、子育てひろばといった子育て・子育て支援施設を整備する。
- （仮称）矢川プラス内の新児童館の整備に併せて、市内における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方についての方向性を検証する。
- 不登校状態にある児童・生徒への支援については、当事者が自身の生き方について多様な選択肢があることを認識し、自身にあった生き方が選択できるようにすることが大切である。そのための家族支援や当事者への訪問支援、居場所支援などについて、教育機関や地域団体とも連携を進めながら展開を図る。
- 子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

<基本施策 5 学校教育の充実>

- 国立市立小・中学校の学力向上、体力向上をはじめとする取組による成果は、近隣他市と比較しても高水準を維持している。引き続き ICT 環境の整備等を進め、学力向上、体力向上の取組を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による GIGA スクール構想の前倒しを受け、令和 2（2020）年度に児童・生徒一人当たり 1 台のタブレット PC を配備し、授業支援及び学習支援を行うソフトウェア等を活用した個別に最適化された教育などの次世代の学校教育を実施する。
- しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒もできる限り同じ場で共に学び、成長できる学校教育を目指し、個に応じた支援のための環境整備に努めており、令和 2（2020）年度には医療的ケア児の副籍交流を開始した。引き続き、フルインクルーシブ教育の理念を踏まえ、教員の理解促進と資質向上に努め、多様化する合理的配慮のニーズに対応するための支援体制を構築する。
- 発達に課題のある児童・生徒や様々な事情から不登校となる児童・生徒を始めとして、従来型の学校教育では対応しきれない児童・生徒の教育の保障という観点から、学校の教室だけに限らない多様な学びの場の確保について、関連事業との連携を図りながら取組を進める。
- 国立第二小学校の建替えについては、既存のプール解体工事及び新校舎の建設に着手する。また、国立第五小学校については、建て替えのためのマスタープラン作成に向けた取組を進める。
- 学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を進める。
- 令和 5（2023）年度 2 学期からの新給食センターによる給食提供の開始に向け、PFI 事業進捗のモニタリング等の取組を進める。

安 心 ・ 安 全 の 確 保

既に高水準にある治安の良さは引き続きその水準を維持するように取り組むとともに、団塊世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を発展させるとともに、だれもが安心して出歩くことのできるまちづくりを進め、全世代の健康づくりを戦略的に推進する。

市民が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、災害対策はもとより、道路や公共施設などのインフラ整備や、地域で支え合い活力を創出するコミュニティづくりを推進する。

＜基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化＞

- 市民に最も近い基礎自治体として、市民の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に保健所や国立市医師会等と連携しながら全力を挙げて取り組む。
- 団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和 7（2025）年を目前に控え、伸び続ける医療及び介護の需要を抑制し、市民の健康度を向上させるため、（仮）ヘルスアップ戦略として、まち全体でウォーキングを軸とした健康づくりに取り組む環境整備を戦略的に推進する。
- 感染症、生活習慣病、フレイル（虚弱）などを自分の体に引きつけて考え、主体的に健康悪化予防のための行動が取れるよう、市民のヘルスリテラシー向上に取り組む。
- 高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、客観的なデータに基づいた適切な介護予防の取組を実施することにより健康寿命を延伸するよう、保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組む。
- 胃がん検診の一つとして導入した胃内視鏡検査の効果を検証し、さらなる活用を検討する。
- 平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づき、薬物処方のみならず、地域とのつながりや活動等の紹介を通じ健康を維持・改善するための「社会的処方」の普及に向けた取組を行う。

国 立 ブ ラ ン ド の 向 上

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築工事が完了した旧国立駅舎や旧本田家住宅等の貴重な文化財を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

<基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進>

- 国立駅周辺整備事業では、くにたち駅前市民プラザのオープン、国立駅北口駅前広場の整備が完了し、令和 2（2020）年 4 月には旧国立駅舎が開業した。旧国立駅舎は、その運用について市民や関係者等の意見を聴きながら、にぎわいの交流の拠点、まちの魅力を集約し発信する拠点として活用する。
- 国立駅南口周辺地域については、東日本旅客鉄道株式会社との用地交換により、旧国立駅舎周辺の広場空間及び円形公園の整備に関する設計競技を実施する。また、国立駅南口子育て支援施設の整備を進める。
- 国立駅周辺道路の整備については、都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）が令和 2（2020）年度に完成したが、引き続き国立駅南口駅前広場、東第 1 号線及び西第 1 号線の整備に取り組む。
- 富士見台地域のまちづくりについては、令和 3（2021）年 5 月に策定した「富士見台地域重点まちづくり構想」に示す「重点プロジェクト」を推進する。
- 子どもから高齢者まで多世代が、多様性を認め合い、気軽に立ち寄れる居場所であるとともに、多様な活動を通じ新たな地域文化を創出していく多世代交流拠点として整備予定である複合公共施設（仮称）矢川プラスについて、令和 5（2023）年度の開設に向け、建設工事を完了させ、管理運営体制を構築する。
- 平成 26（2014）年 8 月に策定し、平成 30（2018）年度に中間見直しを行った「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進する。
- 「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための新たな制度を活用して、狭あい道路の解消に

向けた取組を進める。

- 地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして「魅力あるまちづくりの推進」を目指す。
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進のため、踏切解消による安心安全な道路環境の整備を行うＪＲ南武線連続立体交差事業について、事業主体である東京都が平成 30（2018）年 4 月に国より新規着工準備採択を受け、現在、都において鉄道立体化の構造形式や施工方法、交差する都市計画道路の構造等の検討を進めている。これに合わせ、市では都市計画道路 3・4・14 号線の整備を推進するとともに、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれる矢川上公園拡充整備並びに矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

<基本施策 25 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化>

- 再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、平成 30（2018）年度から開始した商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。
- 伴走型の中小企業支援として、売上向上に向けたコンサルティングをワンストップで行う、全国で導入が進むビズモデルのノウハウによる「くにたちビジネスサポートセンターKuni-Biz」開設に向け、センター長の公募をはじめとした準備・設立を行い、令和 3（2021）年 11 月に本格的に運営を開始する予定だが、引き続き Kuni-Biz を中心に市内中小企業の支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内中小事業者の支援を行うとともに、まちの賑わいを取り戻すため状況に応じた方法でイベント等の開催を支援する。
- 令和 2（2020）年度に設置した国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら実際に市を訪れる人数の増加を図る。
- 都市間交流を推進している北秋田市及びイタリア共和国ルッカ市との間で、それぞれの地域の民間事業者による取組を活発化させることを目指し、関係者と協議、検討を行う。

(2) 成果の向上を目指す施策

<基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現>

- 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。
- LGBT 施策について、令和 3（2021）年度から開始したパートナーシップ制度の運用を含め引き続き施策の充実を図る。
- 「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」において、市民のニーズを捉えた相談事業及び啓発事業を実施する。
- DV 被害者支援施策について、被害者の個人情報管理体制、加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有及び支援の強化を徹底する。
- 夜間及び休日の電話相談を実施し、行政につながりにくい女性の相談を受け止めるとともに、女性パーソナルサポート事業により、困難な状況におかれた女性に対して生活支援及び地域での定着支援を実施する。なお、同事業は国や都の動向を見ながら検証を行う。

<基本施策 3 安心して産み育てられる子育て支援>

- これまで複数の認可保育所開設等の施設整備を行ってきたことや出生数の減少等により、待機児童数は大幅に減少してきている。今後も出生数や保育ニーズの動向を注視しつつ待機児童解消に向けた取組を進める。
- 医療的ケア児について、子育て世代包括支援センター事業として、子ども総合相談窓口「くにサポ」が中心となり、医療・福祉・教育と連携しながら、乳幼児期から子育て期にわたり、ライフステージに沿った切れ目の無い支援を展開する。
- くにたち子どもの夢・未来事業団の運営支援を行うとともに、同事業団へ移管された矢川保育園の運営について、民営化による人的・財的効果及び保育内容の評価検証を行う。
- 平成 30（2018）年度には、乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばすため、幼児教育推進プロジェクトを開始した。今後は、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携・協力しながらプロジェクトの拡充を目指す。
- 子ども総合相談窓口「くにサポ」を中心に、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」事業を実施するとともに、令和 5（2023）年度の（仮称）矢川プラス開設に合わせて、子ども家庭支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことによって、機能強化を図るための具体的な検討を進める。
- 引き続き「子ども総合計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の達成に向けて事業を展開する。

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

- 寄贈を受けた旧本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、令和 2（2020）年 3 月には東京都指定文化財に指定された。令和 3（2021）年度から解体工事に着手したが、引き続き復元工事に向けた実施設計を行うとともに、周辺地域を含めた復元後の活用に向けた取組を進める。
- 市指定文化財である旧国立駅舎が再築され令和 2（2020）年 4 月に開業した。再築後の旧国立駅舎の一部を活用して、その歴史を伝え、文化財に親しむことができる展示等を行う。
- 国立市文化芸術条例に基づき、令和元（2019）年 5 月に国立市文化芸術推進基本計画を策定した。今後、文化芸術施策を推進するため、同計画に基づいた事業を展開する。
- アートビエンナーレに代わる事業として文化・芸術を通じた人々の活動や交流を促進する「（仮称）くにたちアートプロジェクト事業」への支援を行う。

<基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援>

- 住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がある。医療と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取組を進める。
- 平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づいて施策を展開する。
- 令和 2（2020）年度に策定した第 8 期介護保険事業計画、第 6 次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組む。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

- 個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。特に、自殺対策、再犯防止、成年後見制度利用促進等の個別の課題に対し、関連する計画の策定や条例の制定を進めることにより、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- 生活困窮者の自立支援の充実を図る。
- 地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に CSW を 3 名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成 29（2018）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続き CSW を配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。
- 令和 3（2021）年度中に実施予定の国立市第二次地域福祉計画に掲げた施策の中間評価を踏まえ、（仮称）国立市第三次地域福祉計画を策定する。

- 住宅確保要配慮者の居住支援に関し、不動産事業者等との連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。

<基本施策 13 防災体制の充実>

- 近年各地で豪雨災害が頻発していることを踏まえ、主に風水害編などについて「国立市総合防災計画」の修正を行うとともに、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない「強靱な地域」を作り上げるための計画である「国土強靱化地域計画」を策定する。
- 平成 29（2017）年度に策定した「減災対策推進アクションプラン」に基づき、既に実施している感震ブレーカー設置促進事業、老朽化ブロック塀撤去助成事業、地域配備消火器増設事業、家具転倒防止器具設置促進事業、防災教育推進事業、家庭用消火器配備促進事業のほか、スタンドパイプ配備強化事業等を実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の確保を進める。
- 国立市耐震改修促進計画及び国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、木造住宅等の耐震化促進を図っている。国立市耐震改修促進計画は計画期間が令和 2（2020）年度までとなっており、これ以降の取組を含め、次期計画の策定を行う。
- 平成 30（2018）年度に避難行動要支援者名簿システムを導入したが、個別支援計画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を早急に進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害時における避難所運営においても感染防止策を講じる必要があることから、その運営方法について検討を行う。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

- 地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向け、取組の更なる充実を目指す。
- 社会的孤立や災害時対応など、地域の支え合いが必要な様々な地域の課題に対応できるように、コミュニティ支援の在り方の検討に着手する。
- 市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、協働の取組を推進するとともに、地域課題解決の担い手としてのソーシャルビジネス支援の検討を行う。

<基本施策 17 環境の保全>

- ゼロカーボンシティの実現に向け、国立市役所地球温暖化対策実行計画及び国立市地球温暖化防止対策アクションプランに基づき、CO₂削減に向けた対策を進めるとともに、地域経済の中で持続可能な脱炭素の方策について、調査・研究を行う。
- 再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。
- 森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組を行う。
- 環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 令和元（2019）年度に策定した交通安全計画に基づき計画的に交通安全対策を推進する。
- 自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、令和元（2019）年度に策定した自転車安全利用促進計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。
- コミュニティバス及びコミュニティワゴンの利便性向上を検討する。
- 一橋大学と連携し福祉的交通の需要調査（パネル調査）の結果を分析し、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。
- JR 谷保駅のホームドア設置を進め、安全な鉄道利用環境を整備する。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

＜基本施策 7 生涯学習の環境づくり＞

- 令和元（2019）年 5 月に策定した生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。
- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上を図る。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施する。
- 第三次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行う。

＜基本施策 8 スポーツの振興＞

- 身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組むほか、誰もが遊び、運動することができるよう、公園への健康遊具やインクルーシブ遊具の設置に取り組む。
- 地域スポーツクラブを設置し、スポーツの振興を図る。

＜基本施策 11 しょうがいしゃの支援＞

- 国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画を推進し、進行管理を行う。
- 市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。
- しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 児童発達支援センターを中心に、庁内で連携を図り発達障害児支援を充実させる。

＜基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備＞

- 高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。
- 市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

＜基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり＞

- 「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。
- 「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。
- 「大学通り全体計画検討会」において策定予定の全体計画について周知を図る。

また、令和元（2019）年度に策定した桜の維持管理方針に基づき、維持管理に努めるとともに市民への周知を図る。

- 令和元（2019）年度に定めた崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。また、城山公園拡張の手続きを進めるなど「農の営みが残る原風景」の保全に努める。
- 老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。
- 雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。
- 施設の老朽化が進む公園について、（仮称）公園施設長寿命化計画を策定し、施設更新を進める。

<基本施策 18 ごみの減量と適正処理>

- EPRを柱とした5Rを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づける。
- 事業系廃棄物手数料の改定を令和2（2020）年4月に実施したが、引き続き排出事業者への分別指導を行い、適正排出及び再資源化を促進する。
- 販売店回収を行っている店舗の紹介やインセンティブが受けられる制度を実施し、消費者による販売店返却の周知に力を入れる。
- 「循環型社会形成推進基本計画」について、第1期計画期間の施策を検証し、第2期目標の内容を定める。

<基本施策 19 道路の整備と適正管理>

- 国立駅周辺の道路等については、引き続き関係機関と協議を行い、順次調査・設計・工事を行う。
- 都市計画道路3・4・8号線の整備について、関連する都市計画道路事業の進捗に合わせ事業を進める。
- 道路等長期修繕計画に基づき、計画的に整備を行う。

<基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

- 宅地化や都市計画事業が進捗した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針をもとに住民の合意形成を図りながら、用途地域等の見直しを行っていく。
- 現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくため、令和元（2019）年度に改訂した国立市景観づくり基本計画に基づき、大学通り沿道地区（商業・業務地区）の重点地区指定に向けた取組を進める。

- 令和 2（2020）年度に特定空家等の認定基準を制定したが、空家等対策計画の策定に向けた検討を含め空き家の適正管理の指導を強化し、空き家の発生を抑制する。

<基本施策 23 下水道の整備・維持・更新>

- 令和元（2019）年度に策定した「国立市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、第 1 期分の改築工事を実施するほか、南部中継ポンプ場の施設の改築、修繕及び維持管理を行う。
- 令和 2（2020）年 4 月 1 日から下水道事業は地方公営企業会計に移行した。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、令和 2（2020）年度に策定した「国立市下水道事業経営戦略」に基づく事業運営を行う。

<基本施策 25 農業振興と農地保全の推進>

- 平成 29（2017）年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマについて、令和 3（2021）年度に行った中間見直しを踏まえつつ、順次取り組んでいく。
- 市民へのくにたち産野菜の PR を通して販売促進を図り、市内事業者等と連携しながら地産地消の取組を推進する。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進>

- 令和 3（2021）年度策定予定の「（仮）人権平和基本方針」を基に、人権・平和のまちづくりの取組をさらに推進する。
- 総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。
- 「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供する。

<基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

- 令和 2（2020）年 5 月に策定し、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和 3（2021）年度中に修正予定の第 5 期基本構想第 2 次基本計画に基づいた行政運営を行う。
- 社会の変化・成熟に伴って、いわゆる「縦割り」の対応では解決できない複雑かつ多様な社会的課題が増加し、複数の施策や部署を横断した展開が行政に求められている。具体的な一例として、生活の根幹である「食」に関する課題を多面的に捉え直し、計画的に事業を推進する。
- 令和 2（2020）年度に策定した国立市行財政改革プラン 2027 に基づき AI・RPA 等の活用や行政手続のデジタル化・オンライン化の検討を中心に各取組を推進する。
- 令和 3（2021）年度に見直しを行う予定の「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、適正な定員管理及び時間外勤務の削減を進める。
- 令和 2（2020）年度に改定した人材育成基本方針に基づき、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行う。
- 庁内の情報システムについては、国の進める自治体情報システムの標準化・共通化の動きに合わせ、現行システムの改善・向上を図ると共に運用面を含めた見直しを推進する。また、情報化推進計画の策定を通じて全庁的な ICT 活用の方向性を整理し、個人情報保護の徹底やデジタル・ディバイドへの配慮を十分に行った上で「自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）」に取り組んでいく。
- 北秋田市、イタリア共和国ルッカ市との都市間交流については、今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識、文化・芸術振興及び産業振興等に資するため、具体的な交流事業を検討・実施する。
- 広聴機能として、市民の声を市政につなげるための仕組みづくりを行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつも持続可能な行政運営を行うため、デジタル化の推進、必要な設備配置や職員の勤務体系、内部制度の構築を実施し、危機対応力を向上させるとともに行政機能を維持する。

<基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護>

- ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。
- ツイッター、LINE 等 SNS のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。
- 新たな情報発信手段の調査研究を行う。
- 国立新書シリーズの作成及び配布、販売を通じ、市の取組をシティプロモーションの観点から効果的に PR し、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。
- 各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

<基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた予算編成を行うとともに、さらなる財政健全化の取組を検討する。
- 令和 3（2021）年度に見直しを行う予定の「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。
- 国保財政健全化計画書に基づき計画的に赤字解消を実行する。
- 新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した適正な市税等徴収業務を行うとともに、市債権についても「地方自治法」、「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。
- 電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

<基本施策 29 公共施設マネジメントの推進>

- 個別施設計画として策定済である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」、「学校施設整備基本方針」、「公共施設再編計画」については、それらを基にした取組を進め、「（仮称）公園施設長寿命化計画」の策定に向けて検討を行う。
- 公共施設やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、事業者提案制度などの公民連携の取組を推進し、市の財源増加策や市民サービスの向上へ向けた事業の取組を進める。
- 「富士見台地域重点まちづくり構想」を踏まえ、市役所本庁舎周辺に立地している公共施設の再編方針等を検討する。また、それに合わせて国立第五小学校の建設手法や複合機能を選定する。

第 6 令和 4(2022)～令和 7(2025)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 2 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

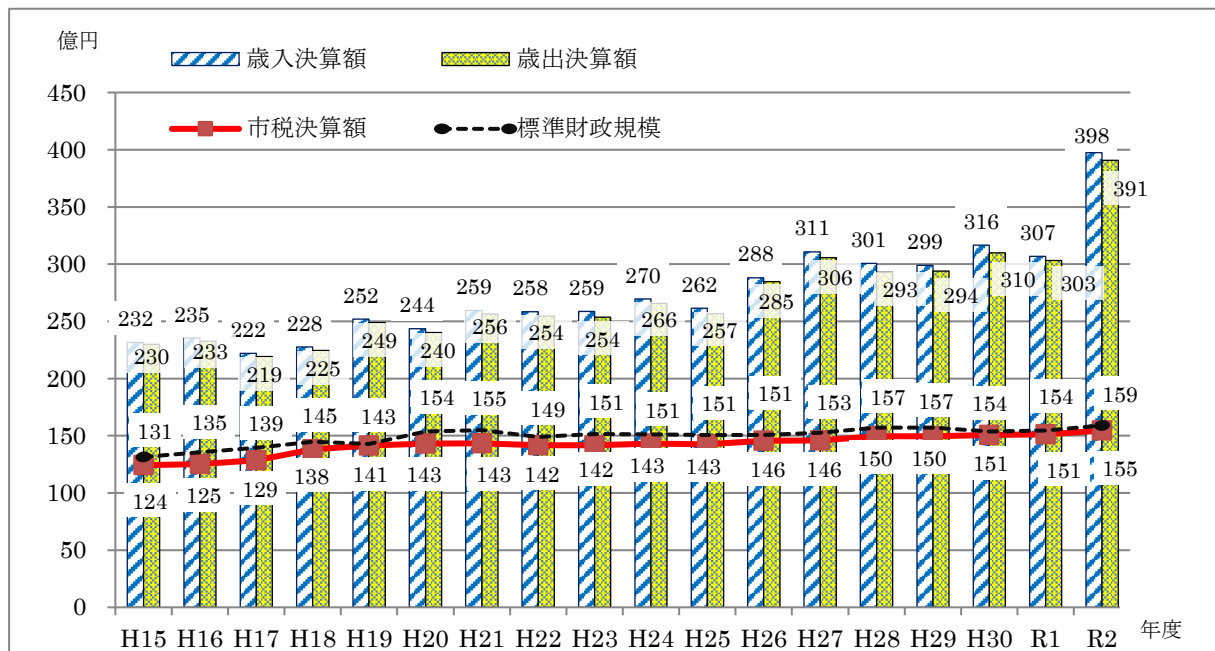
- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア. 本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業
 - イ. 本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業
 - ウ. 前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - エ. 新型コロナウイルス感染症対策として必要な事業
 - オ. その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。
- ③ 事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、

中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

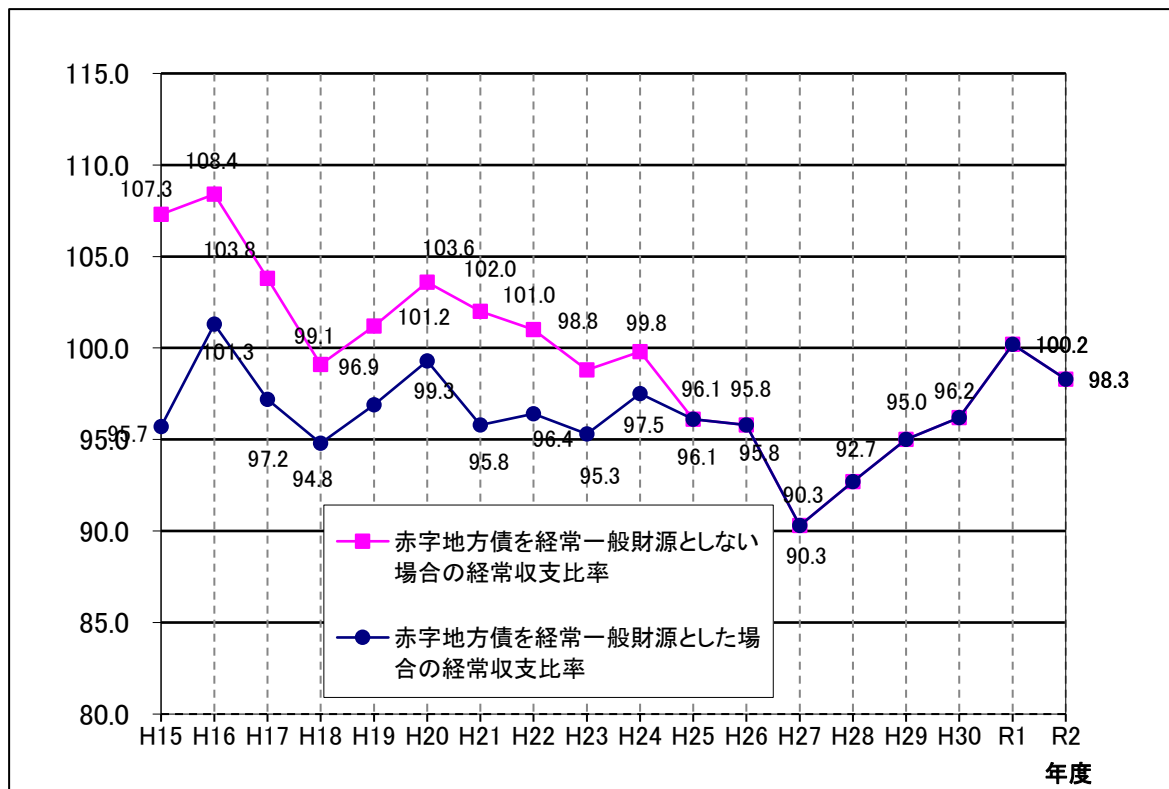
- ④ 財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況の見通しが不透明であることから当面の歳入減と歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。
- ⑤ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。
- ⑥ 人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積もりを行うこと。
- ⑦ 行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、国立市行財政改革プラン 2027 に示す取組みを積極的に推進すること。
- ⑧ 新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について年度途中の補正予算で対応するものは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。
- ⑨ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
 - ア. 行政、市民、NPO 等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
 - イ. 受益と負担の均衡に配慮すること。
 - ウ. 市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

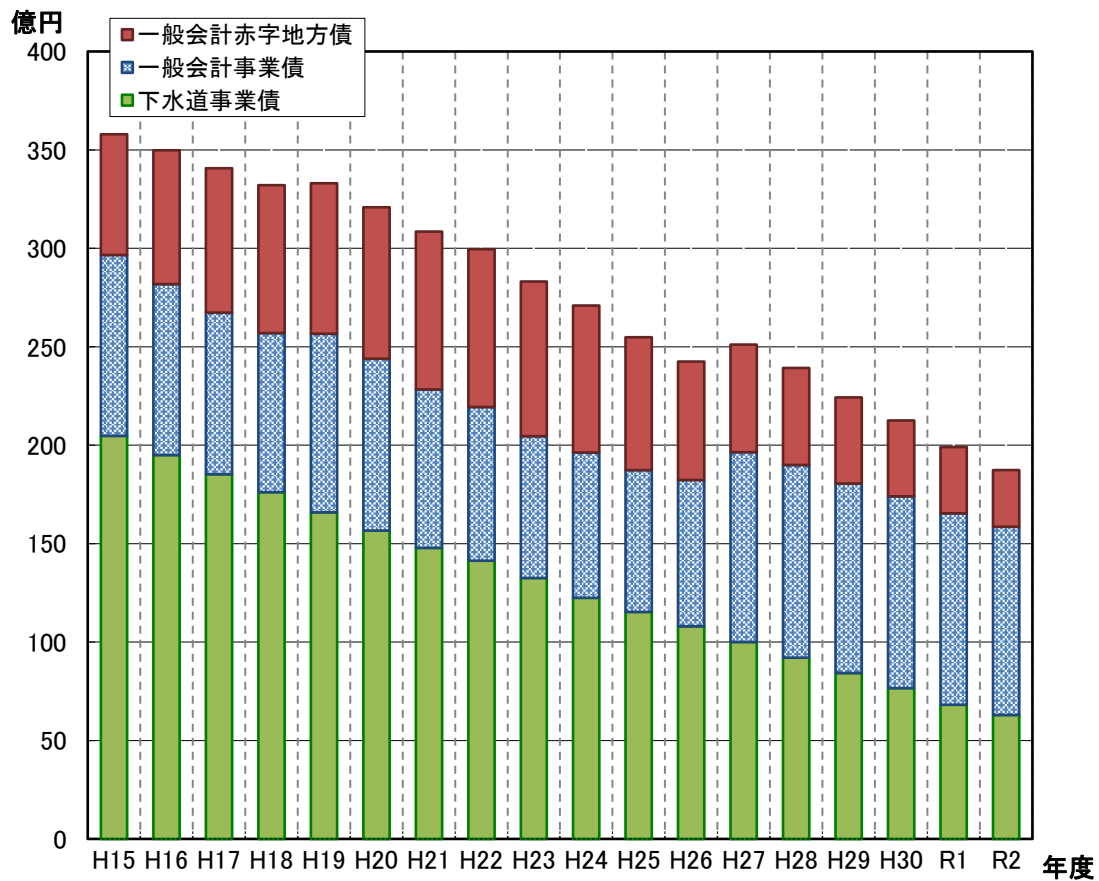
【図1 決算額の推移（一般会計）】



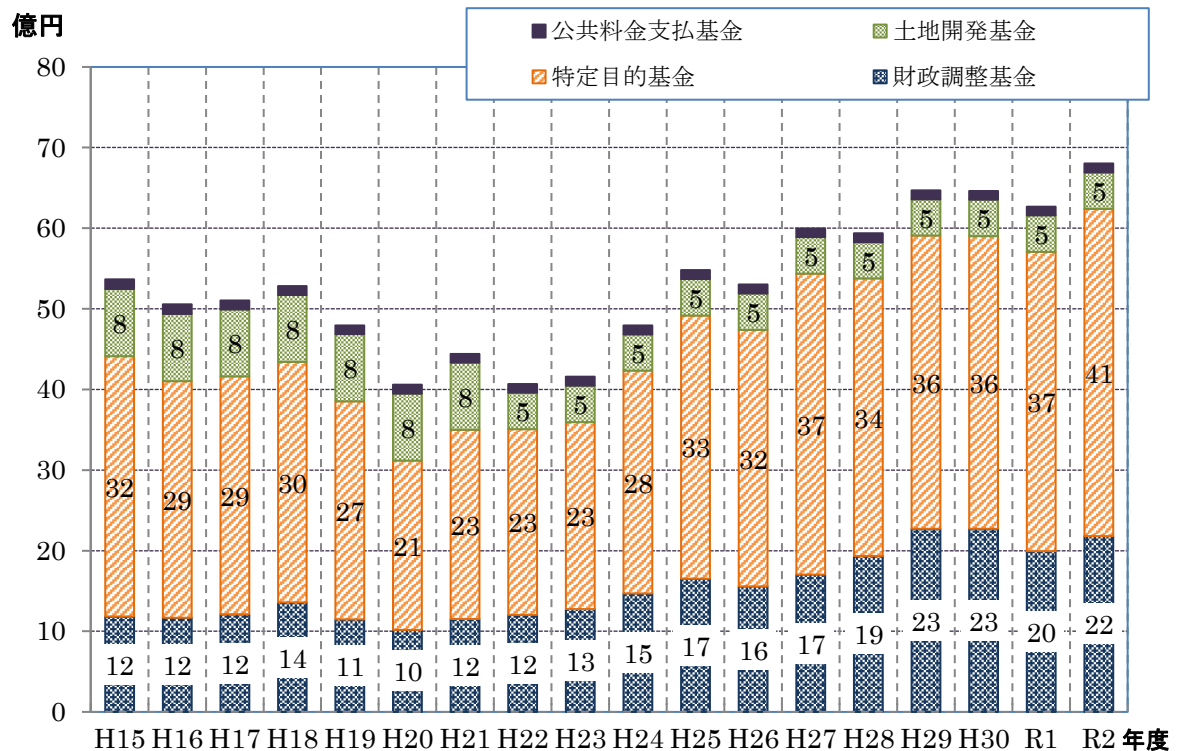
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和３年４月	【事務事業評価】 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和３年６月１０日 ～６月３０日	【施策評価】 ○基本計画に定められている全２９施策について施策ごとに令和２年度の評価及び今後の方向性について、施策統括課長が施策マネジメントシートを作成することにより施策評価を実施した。
令和３年８月３日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和４年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和３年８月２５日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和３年８月２７日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。